

岐阜市狩猟免許取得支援事業実施要領

令和8年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市農林水産関係補助金交付要綱（平成11年3月25日決裁。以下「要綱」という。）別表に規定する岐阜市農林水産関係補助金（以下「補助金」という。）のうち、岐阜市狩猟免許取得支援事業に係る補助金の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び要綱に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 次号に規定する狩猟免許の取得時点において本市に住所を有し、かつ、第4条第1項の規定による補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において引き続き本市に住所を有する者であること。
- (2) 当該年度に新規でわな猟免許または第一種銃猟免許を取得した者であること。
- (3) 岐阜市猟友会へ入会していること。
- (4) 交付申請日において、市税を滞納していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が当該年度に新規に狩猟免許を取得し岐阜市猟友会へ入会に要した費用の一部とし、補助金の額は20,000円とする。

2 前各号の経費への補助は、同一の者に対して当該年度中1回限りとする。

(交付申請)

第4条 岐阜市狩猟免許取得補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、岐阜市狩猟免許取得補助金交付申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる書類を、当該申請の対象となる年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 狩猟免状の写し
- (2) 岐阜市猟友会会員証明書及び岐阜市猟友会からの狩猟者登録時の領収の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書を、先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止するものとする。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、岐阜市狩猟免許取得補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付することを不相当と認めたときにあつては、岐阜市狩猟免許取得補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、前条の規定による決定後、申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方法により、速やかに交付するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第7条 市長は、補助対象者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(補助金の交付手続の特例)

第8条 補助金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は適用しない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

岐阜市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

岐阜市狩猟免許取得補助金交付申請書

岐阜市狩猟免許所得支援事業実施要領第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 狩猟免許状記載事項

| | |
|-------|-------|
| 免許の種類 | |
| 番号 | 第 号 |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 交付日 | 年 月 日 |
| 有効期間 | 年 月 日 |

2 宣誓・同意事項

| チェック | 項目 |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 狩猟免許の取得時点において岐阜市に住所を有しており、交付申請日においても引き続き岐阜市に住所を有しています。 |
| <input type="checkbox"/> | 本申請書及び必要書類の内容に不正があった場合又は支援対象者の要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の交付の申請を取り下げること、及び補助金の交付を受けた後に虚偽や不正が発覚した場合は補助金を返還することを宣誓します。 |

3 添付書類

- (1) 狩猟免状の写し
- (2) 岐阜市猟友会会員証明書及び岐阜市猟友会からの狩猟者登録時の領収の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

岐阜市狩猟免許取得補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった岐阜市狩猟免許取得補助金（以下「補助金」という。）の交付については、次のとおり交付することに決定したので、岐阜市狩猟免許取得支援事業実施要領第5条の規定により通知します。

| | |
|-----------|---|
| 補助金の交付決定額 | 金 円 |
| 交付の条件 | 補助金の交付に際し、申請要件に該当しない事実や不正等を確認した場合、補助金の交付決定の取消し、返還を命ずることがあります。 |
| 備考 | 監査委員等が必要と認めたときは、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがあります。 |

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

岐阜市狩猟免許取得補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった岐阜市狩猟免許取得補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岐阜市狩猟免許取得支援事業実施要領第5条の規定により次の理由を附して不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由